

令和5年度第2回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年5月10日 水曜日 午後13時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

7番 石 川 文 男

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 5 号	農地法第3条の申請について
議案第 6 号	農地法第4条の申請について
議案第 7 号	農地法第5条の申請について

- 議案第 8 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 報告第 2 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第2回杵築市農業委員会総会を開会いたします。 （ 13時43分： 開始 ）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第5号から議案第9号までの5議案18件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第5号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第5号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	4月19日に 農業委員、事務局職員2名、譲受人の さんの立会で、現地を確認しました。 の の隣になります。 筆です。 さんの自宅がすぐ右隣にあり、それを譲り受ける形となります。中に宅地も含まれていますが、実質的に畑として使用しており、今後も畑として使用することです。 さんの年齢は高齢ですが、隣の自宅で息子さんと同居しているということで、将来的には息子さんの土地になると思います。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員が説明したとおりになります。ご審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。県外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作していた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。譲受人は、高齢ではありますが、申請地に隣接する自宅に息子さんと同居しており、今後も継続して耕作できるものと思われます。

	続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番と3番については、関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番と3番は、譲受人が同一のため、一括して説明をします。 番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 続いて、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積及び理由は、番号2番と同様です。 以上です。
議長	2番と3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月19日に■■■■委員、事務局職員2名、譲受人の■■■■さんの計5名で現地を確認しました。■■■■から■■■■方面に500mほど行った、■■■■に上るところの左側になります。現在■■■■さんが持っているところが■■筆。この■■筆ですが、奥さんが高齢で後継者がいないということです。現在は小作で■■■■さんが作っていますが、今回■■■■代表の■■■■さんに個人で買っていただけないかと話があったということです。申請地の近隣の農地も■■■■さんが耕作しています。間に挟まれた■■■■が■■■■さんの土地でありまして、その■■筆だけのため、あわせて■■■■さんに取得していただけないかという話になったので、今回申請となりました。取得後は■■■■へ貸付を行い管理していくということです。よろしくご審議をお願いします。
議長	2番と3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員が言われたとおりです。■■■■の代表者である■■■■さんが譲り受けるということです。地区でもかなり耕作していますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	続いて、2番と3番の許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 番号2番、3番の譲渡人は、いずれも高齢により農地の管理が困難な状況です。以前から申請地を耕作している譲渡人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲受人は、■■■■の代表を務めており、また以前から申請地において、水稻を耕作していることから、特に問題ないものと考えます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。

	以上のことから、■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、■■■■■区、■■■■■、■■歳、譲受人、■■■■■区、■■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■■㎡、合計■■筆の■■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■■a、畑■■■■■a、合計■■■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。
議長	4番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	4月19日、譲受人の■■■■■さんのお父さんの同席のもとに現地確認をしました。■■■■■から北側に向かって■■■■■線方面に200mほど下っていき、右側になります。譲渡人は先ほどの番号2番の方と同じ方です。譲受人の■■■■■さんですが、以前より■■■■■さんから頼まれて小作をやっています。この際一緒に処分するというので、■■■■■さんのほうも息子さんもやる気があるようですので、今回話がまとまったということです。よろしくご審議お願いします。
議長	4番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■委員	■■■■■委員が説明したとおりです。■■■■■さんは兼業であります。お父さんから農業を引き継いで頑張っていますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で、農地の管理が困難な譲渡人と、以前から申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■■■■aありますが、順次整理していくとのことです。耕作作物は、水稻です。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第5号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第5号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第6号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第6号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、[]で[]を営んでいるが、杵築市での業務が増えたため、新たな拠点として申請地を資材置場及び駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で一部追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月19日に[]委員、事務局職員2名、申請者の[]さんと現地確認させていただきました。[]線沿いに[]という市の施設があり、[]側から見て、[]川をはさんで反対側になります。現地につきましては、奥に事務所を構えていますが、事務所に行く道路に、車が通れる幅がありません。今回の申請があがった中で、川沿いの道路から事務所のほうへ行く道をつけたい、資材置き場・駐車場として活用していきたい、ということで今回の申請に至ったそうです。よろしくご審議をお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]推進委員が言ったとおりです。現況、入る道がないということで、この土地を通してということになり、資材置き場としても利用したいとのことですので。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは[]で[]を営んでいます。令和2年12月に空き家を含めて申請地周辺を知人からの贈与により取得しており畑として利用してきましたが、ここ数年、杵築市での業務が増えたことから、新たな拠点として申請地を資材置場及び駐車場として利用する計画です。 なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和4年3月頃に転用許可を得ることなく、現在事務所として使っている宅地への進入路として土地の一部にバラスを敷いて造成してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在利用している事務所の正面であること、資材置場及び駐車場として十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。

	次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路を挟んで田、東側は公衆用道路を挟んで河川、南側は公衆用道路を挟んで河川、西側は田にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■■■㎡に、木材、ブロック、砂利等の資材置場及び駐車場■台分を設置して利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、北側の既存側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自社の資材を利用するため費用は発生しません。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第6号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第6号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第7号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第7号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■歳、転用者、■■■■区、■■■■、持分2分の1、■■■■、■歳、■■■■、持分2分の1、■■■■、■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在アパート暮らしであるが、子供の誕生に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	場所の説明をしますと、■■■■から■■■■を下り、■■■■の下側に通路があります。それを150mほど行くと■■■■があります。その角を右折し100mほど上った左側です。この土地は■■■■さんの土地ですが、30年頃前、■■■■が盛んな頃に地域の■■■■

	として練習場所として使っていました。その後[]区に[]ができたので、ここが使われなくなりました。その土地に[]さんの娘夫婦が家を建てたいということで、今回の申請となりました。土地が階段のようになっており、隣接は上下とも[]さんの土地のため、他の人との隣接の土地はないと聞いています。入口に防火用水があって、その横を進入路にするそうです。よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	現地確認に行きました。[]委員の言うとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さんは現在、杵築市内のアパートに家族[]人で暮らしています。転用の目的は、子供の誕生に伴いアパートが手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住することです。父である[]さんと娘夫婦である[]さんとの間に無償での土地使用貸借契約を結び申請地に一般住宅を建築します。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は畑及び市道、南側は畑、西側は畑及び宅地にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 新築計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳。転用者、[]、[]、[]、法人、設立[]年。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、近隣で行う予定の太陽光発電施設の設置工事・保守管理に係る資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を資材置場及び駐車場として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。

議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	現地確認は令和4年11月16日に農業委員、事務局職員2名、の担当の方と5名で行いました。申請地につきましては、のを左折し、を渡り、方面へ約1km上り左折したところとなります。地図的には交差点をすぎ、方面に約2kmほど進むと沿いから真向かいに太陽光パネルが見えますが、その南側下の方になります。申請理由としましては、近隣で行う予定の太陽光発電の資材置き場及び駐車場として利用したいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	農地委員と昨年の11月16日に現地を見ましたが、今回、3月に農振除外の手続きができましたので申請となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者のさんの職業は農業で、申請地を水田として利用していましたが、高齢になってきたこともあり管理が難しくなってきました。一方、転用者のは主に再生可能エネルギー事業を展開している企業です。今回は、が申請地近隣に太陽光発電施設を設置しており、さらに近隣の別の場所で行う予定の太陽光発電施設の設置工事・保守管理に係る太陽光パネル等の資材置場及び現地職員が利用する駐車場が不足しているため、年までの年間の賃貸借契約を結び、申請地を資材置場及び駐車場として利用し、転用期間終了後については農地として復元する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在運転している太陽光発電施設の隣地であること、資材置場及び駐車場として十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林及び原野、東側は山林及び田、南側は里道、西側は山林及び原野にそれぞれ接しており、バラスやコンクリート等は使用せず、現状の土地への影響が出ないように鉄板を敷き、自然な形で利用する計画です。土地の大きな形質変更もなく、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地筆㎡に、太陽光パネル等の資材置場及び駐車場台分を設置して利用する計画です。 工事期間は、令和年月日から令和年月日までの約ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については南側の既存側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預金残高証明書が添付されており資力について確認済みです。

	以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第7号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第7号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第7号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第8号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第8号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。

	番号8番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号9番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号10番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 議案書5ページから7ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定面積[]㎡となります。 補足になりますが、番号1番と2番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。貸人、借人との間で、新規に利用権の設定をするとのことで話がまとまったとのことです。番号1番、2番ともに耕作予定作物は、水稻とのことです。 続いて、番号3番から10番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、8ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。番号3番から5番の土地の貸付先は、[]。番号6番と7番については、地元農家の[]さん、[]さん。番号8番から10番は、[]となる予定です。詳細は、議案第9号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第8号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第8号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第9号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第9号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、[]区、[]。対象農地は、[]筆、[]㎡です。 続いて、借受人、[]区、[]、[]。対象農地は、[]筆、[]㎡です。

	続いて、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。詳細は、9ページ以降の貸付調書をご覧ください。[]の借受地は、先ほどの集積計画の番号3番から5番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借で、耕作作物はユズとなります。 続いて10ページです。 []さん、[]さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号6番と7番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借で、耕作作物はカンショ及びナスとなります。 続いて11ページです。 []の借受地は、先ほどの集積計画の番号8番から10番の土地となります。利用権の種類は賃借権、耕作作物は水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第9号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案9号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書12ページをご覧ください。 「報告第2号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意解約)」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、番号1番と同様です。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、番号1番と同様です。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 以上です。

議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和5年度第2回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(14時27分： 終了)